

資料 1 - 1

発日地交第 号
令和 8 年 1 月 日

九州運輸局長 殿

氏名又は名称 日向市地域公共交通会議
住 所 日向市本町10番 5号
代表者 氏名 会長 土谷 和利

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の提出について

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業に伴う事業評価を行いましたので、別添のとおり報告します。

担当部署：日向市都市政策課総務・交通係
担当者名：葉上、川越、平原
連絡先：0982-66-1030
E-mail：i-taketomi@hyugacity.jp

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

市民バスの運行及び日向市地域公共交通計画の作成については、地域公共交通確保維持改善事業にて国庫補助を受けており、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条第 5 項の規定により、協議会（公共交通会議）は、補助対象事業について自己評価（一次評価）を行うこととなっております。

1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価表

①事業実施の適切性の判定基準

- A : 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された
- B : 事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった
- C : 事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった

②目標・効果達成状況の判定基準（年間利用者数）

- A : 達成された
- B : 達成率が 60 % を上回った
- C : 達成率が 60 % を下回った

<参考>

◇日向市市民バス利用状況（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）

- ・利用者数：65,665人（前年比+727人）
(ぷらっとバス、南部ぷらっとバス、乗合バスとうごう、乗合バスなんぶ合計)
- ・定期路線型
　ぷらっとバス、南部ぷらっとバス 62,164人（前年比+900人）
- ・予約区域型
　乗合バスとうごう、乗合バスなんぶ 3,501人（前年比-173人）

※乗合タクシーほそしま（地域公共交通確保維持改善事業対象外）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料1-3

令和8年1月 日

協議会名:日向市地域公共交通会議

評価対象事業名:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況			⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
日向市	東1コース			A	年間利用者数 目標:8,900人 実績:9,989人		
日向市	東2コース1			A	年間利用者数 目標:6,300人 実績:6,981人		
日向市	東2コース2			B	年間利用者数 目標:3,300人 実績:3,233人		
日向市	西1コース1	・高齢者向けスマホ教室に出向き、市民バス紹介チラシや、体験乗車ができるよう無料乗車券を配布し新規利用者の獲得を図った。		B	年間利用者数 目標:4,200人 実績:2,825人		・市民バスの利便性向上のためAIオンデマンドバスを導入し、令和7年12月から実証運行を開始した。令和8年4月からの本格運行に向けて、今後は既存バスから新しいバスに移行していくよう利用者への周知に努める。また、これまで利用のなかった層(通勤、通学、子育て世帯等)への周知を行い、新規利用者の獲得を図る。
日向市	西1コース2	・運転免許の自主返納の問合せがあった際には、時刻表の配布や市民バスの半額割引券交付の案内や、路線バスやタクシー等のサービス等について案内を行い、公共交通機関の利用を促した。	A 計画通り適切に運行を行った。	B	年間利用者数 目標:5,800人 実績:4,728人		・高齢者向けスマホ教室等により体験乗車をしていたことで、新規利用者の獲得を図る。
日向市	西2コース	(その他の取組) ・後期高齢者医療保険証送付時に市民バスの紹介チラシを同封し周知を図った(月1回)。		B	年間利用者数 目標:5,500人 実績:5,251人		・運転免許証の自主返納者に対して市民バス利用を促す。
日向市	南1コース	・市内の公共施設や観光協会、警察署、病院等に時刻表を配布し、市民のバス利用促進を図った。		B	年間利用者数 目標:3,300人 実績:3,043人		
日向市	南2コース	・ぶらっとバス路線図データをGoogle My Mapsに読み込みませ、市HPにアップすることで、市民が経路図やバス停をマップ上で確認することができるようとした。		B	年間利用者数 目標:2,100人 実績:1,696人		
日向市	北1コース	・利用促進を図るために、需要に応じた運行が可能となるAIを活用したオンデマンドバスの導入を検討する。		A	年間利用者数 目標:23,100人 実績:24,418人		
日向市	北2コース			B	年間利用者数 目標:400人 実績:394人		
日向市	美々津日向市駅線コース1			C	年間利用者数 目標:600人 実績:350人		・一部系統では目標を達成したが、多くの系統で目標を下回り、全体目標達成率は85.5%、前年度比は90.6%となつた。
日向市	美々津日向市駅線コース2			B	年間利用者数 目標:1,200人 実績:1,120人		・高齢化率が市街地よりも高く、人口減少が進行している地域であるため、これらの路線維持のためには、新規利用者獲得のため住民へのバス利用促進や周知を図る必要がある。
日向市	美々津日向市駅線コース3			A	年間利用者数 目標:400人 実績:424人		
日向市	美々津日向市駅線コース4			B	年間利用者数 目標:900人 実績:706人		・高齢者向けスマホ教室等により体験乗車をしていたことで、新規利用者の獲得を図る。
日向市	田野羽坂線			B	年間利用者数 目標:90人 実績:65人		・運転免許証の自主返納者に対して市民バス利用を促す。
日向市	仲深坪谷越表線	・高齢者向けスマホ教室に出向き、市民バス紹介チラシや、体験乗車ができるよう無料乗車券を配布し新規利用者の獲得を図った。		A	年間利用者数 目標:60人 実績:181人		
日向市	福瀬小野田線	・運転免許の自主返納の問合せがあった際には、時刻表の配布や市民バスの半額割引券交付の案内や、路線バスやタクシー等のサービス等について案内を行い、公共交通機関の利用を促した。	A 計画通り適切に運行を行った。	A	年間利用者数 目標:200人 実績:261人		・高齢者向けスマホ教室等により体験乗車をしていたことで、新規利用者の獲得を図る。
日向市	仲深坪谷線	(その他の取組) ・後期高齢者医療保険証送付時に市民バスの紹介チラシを同封し周知を図った(月1回)。					・運転免許証の自主返納者に対して市民バス利用を促す。
日向市	鶴野内迫野内八重原線						
日向市	寺迫庭田線	・高齢者向けスマホ教室に出向き、市民バス紹介チラシや、体験乗車ができるよう無料乗車券を配布し新規利用者の獲得を図った。					
日向市	飯谷田の原線	・運転免許の自主返納の問合せがあった際には、時刻表の配布や市民バスの半額割引券交付の案内や、路線バスやタクシー等のサービス等について案内を行い、公共交通機関の利用を促した。					
日向市	鵜毛畠木線	(その他の取組) ・後期高齢者医療保険証送付時に市民バスの紹介チラシを同封し周知を図った(月1回)。					

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

資料1-4

令和8年1月 日

協議会名:	日向市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>日向市は、人口約57,000人、面積約336km²で、南北を結ぶ鉄道(JR九州日豊本線)や北の延岡地域、西の日向入郷地域を結ぶ路線バス(宮崎交通)を幹線とし、これらの幹線を補完する路線として、市が自家用有償旅客運送の形で、市街地エリアに「ぶらっとバス」、市街地と南部地域を連絡する「南部ぶらっとバス」の定時定路線型の市民バスを運行している。また、過疎地域に指定されている東郷町や、運輸局長が指定する鶴毛・棚木地区といった交通不便地域が存在しており、このような地域では、予約型乗合交通として、東郷地域において「乗合バスとうごう」、南部地域において「乗合バスなんぶ」を市が運行し、細島地区においては市内タクシー事業者に「乗合タクシーほぞしま」の運行を委託している。</p> <p>このように、多様な交通モードで日向市の公共交通は形成されており、この交通モードの中で、日向市のフィーダー交通となる市民バスは、鉄道などの広域交通、路線バスである地域間交通を補完する交通としての役割を担っており、市内の拠点間を結ぶ重要な交通機関となっている。</p> <p>また、自家用車などを持たない市民にとっては、日常的な移動手段として利用されており、通院や買物、通学、通勤などの社会生活を過ごす上で、必要不可欠な交通機関の役割を果たしているため、当該補助事業を活用し、幹線系統と市内の支線のネットワークが連携した効率的な運行を行い、買い物弱者対策、外出促進等で地域活性化を図っていく。</p>

日向市地域公共交通会議 (宮崎県日向市)

事業名:令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

概要



【名称】

左からぶらっとバス(2台)、南部ぶらっとバス、乗合バスなんぶ、乗合バスとうごう

【運行主体】

日向市（日向交通協同組合、宮交タクシー(株)に運行を業務委託）

- 平成21年度より、市街地においては路線定期型、郊外においては市西部で「乗合バスとうごう」、市南部で「乗合バスなんぶ」の運行を行い、路線バス(宮崎交通)や鉄道(日豊本線)と乗り継ぎしやすい支線交通の役割を果たしている。
- 日向市市民バスは、公共交通空白地域における高齢者等の日常生活の交通手段としての役割も有しており、市民の生活に必要不可欠なものとなっている。
- 平成28年4月より市街地と美々津地区を連絡する路線バスの廃止に伴い、代替機能として南部ぶらっとバスを運行している。
- 平成31年4月よりぶらっとバス、南部ぶらっとバスについては、日祝運行を開始している。
- 令和元年10月より細島地区において乗合タクシーほそしまを運行している。

基礎データ

合併状況: 平成18年2月に東郷町を編入合併

人口: 57,042人（令和8年1月現在）

面積: 336.89km² 過疎地域等指定: 一部過疎(旧東郷町地域)

高齢化率: 34.23% (令和8年1月1日現在)

系統数: 22系統

運行便数: 市街地-平日5便、日祝3便

南部ぶらっと-平日7便、日祝4便

とうごう-週2回(月～金)4往復、

なんぶ-週1回(火～木)4往復、

ほそしま-週3回(月水金)4往復※補助対象外

自治体負担額: R2 19,068千円、R3 23,025千円、R4 28,833千円、R5 35,112千円

R6 36,365千円 R7 40,292千円

協議会開催数: 協議会 4回

計画、目標(Plan)

第3次日向市総合計画前期基本計画(4年間:R7～R10)において、「地域公共交通の充実」を施策に掲げ、方向性を下記のとおり示している。

- 地域公共交通の利用状況を分析し、新しいサービス導入も含めた市民バスの利便性向上に取り組むなど、地域公共交通の充実を図る。
 - 路線バスを維持するため、沿線自治体や宮崎県と連携して、利用促進に取り組む。
- 総合計画における目標値: 市民バス年間利用者数
令和5年: 64,562人 ⇒ 令和10年 70,000人

資料 1-5

生活交通確保維持改善計画等の取組み(Do)

- 生活交通確保維持改善計画に基づいて、市民バス(コミュニティバス)の運行を実施し、路線の維持・存続を図った。
- 高齢者向けスマート教室に出向き、市民バスの紹介、体験乗車券の配布を行い利用促進を図った。
- 住民からの要望により、新規経由地の試験運行を令和4年3月から実施し、令和5年4月からの本格運行とした。

実施状況、目標の達成(Check)

○路線別バス年度利用者目標と実績(R6年10月～R7年9月)

運行系統名 (乗合バス型)	R6実績	R7計画	R7実績	運行系統名 (デマンド型)	R6実績	R7計画	R7実績
東1コース(イオンタウン日向・櫛の山)	9,352	8,900	9,989	東郷	350	400	394
東2コース(イオンタウン日向・水ヶ浦公園・幡浦)	6,663	6,300	6,981		442	600	350
西1コース(比良町・小原)	3,289	3,300	3,233		1,273	1,200	1,120
西2コース(本谷・新財市)	3,433	4,200	2,825		337	400	424
南1コース(比良町・向洋台)	4,823	5,800	4,728		902	900	706
南2コース(長江団地入口・往還)	4,948	5,500	5,251	南部	83	90	65
北1コース(花ヶ丘・日向台・亀崎)	2,864	3,300	3,043		87	60	181
北2コース(大王谷・梶木)	1,881	2,100	1,696		200	200	261
美々津日向市駅線(コース1～3) *南部ぶらっとバス	24,011	23,100	24,418		合計(人)	3,674	3,850
合計(人)	61,264	62,500	62,164	・乗合バス型は、R6と比較すると1.5%増の利用となった。 ・中山間地域を運行するデマンド型については、4.7%減であり、今後も更多的な周知啓発を実施し利用促進、新規利用者獲得を図る必要がある。			

今後の課題、対応(Action)

- 利便性向上のためAIオンデマンドバスを導入し、令和7年12月から実証運行を開始した。今後は新しいバスの周知に努め、既存バスからの乗り換えを促進するとともに、これまでに利用の少なかった通勤・通学者等にも利用してもらえるよう新規利用者獲得に向けて関係機関と連携して取り組み、持続可能な地域公共交通を目指す。
- 引き続き、高齢者向けスマート教室など、高齢者が集まる場所にてバスの乗り方の説明を行い、市民バスの利用促進を図る。
- 運転免許証の自主返納者に対して市民バス利用を促す。

日向市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1 改正の理由

宮崎交通株式会社労働組合日向分会と延岡支部が令和7年10月末をもって統合されたため、本要綱の一部を別紙のとおり改正する。

2 改正の主な内容

別表(第3条関係)

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体について

(改正前) 宮崎交通株式会社労働組合延岡支部日向分会の代表者又はその指名する者

(改正後) 宮崎交通株式会社労働組合延岡支部の代表者又はその指名する者

○日向市地域公共交通会議設置要綱

令和4年5月25日

告示第191号の2

日向市地域公共交通会議設置要綱(平成28年日向市告示第86号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、日向市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態に関する事項
 - (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
 - (3) 交通計画の作成及び変更の事項並びに実施に係る事項及び連絡調整並びに事業の実施に関する事項
 - (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、運行回数・運行時刻等の軽微な事業計画の変更については、事後の報告をもって協議が調ったものとみなす。

(交通会議の委員)

第3条 交通会議は、別表に掲げる者により構成するものとする。

- 2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び職務)

第5条 交通会議に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、建設部長をもって充て、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通会議の会計を監査する。

6 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることができない。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員は、交通会議への出席及び議決権の行使を、当該委員が属する機関の構成員に委任することができる。

4 交通会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議の運営に支障をきたすと認められる場合は、非公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(事務局)

第9条 交通会議の事務を処理するため、建設部都市政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 地域公共交通に関する相談、苦情等は、事務局が対応する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長がこれを決算する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年6月7日告示第151号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年3月28日告示第67号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

構成区分	委員
日向市	日向市建設部長
一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社延岡営業所の代表者又はその指名する者
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	社団法人宮崎県タクシー協会日向支部の代表者又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	社団法人宮崎県バス協会の代表者又はその指名する者 社団法人宮崎県タクシー協会の代表者又はその指名する者
住民又は地域公共交通機関利用者の代表	日向市区長公民館長連合会の代表者又はその指名する者 日向市高齢者クラブ連合会の代表者又はその指名する者 日向市障害者団体連絡協議会の代表者又はその指名する者
国土交通省九州運輸局	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部の代表者又はその指名する者
道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	九州旅客鉄道株式会社宮崎支社の代表者又はその指名する者 国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所の代表者又はその指名する者 宮崎県日向土木事務所の代表者又はその指名する者 日向市建設部建設課長又はその指名する者 宮崎県警察日向警察署の代表者又はその指名する者 学識経験者 その他交通会議が認める者